

瀬戸内市監査委員公表第5号

平成30年度財政援助団体等監査結果報告に基づく措置状況の公表について

平成30年度財政援助団体等監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が瀬戸内市長からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年2月7日

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

瀬戸内市監査委員 馬 場 政 教

所管部署	産業建設部商工観光課 (有限会社曙の里おく)
指摘事項	措置の内容
<p>有限会社曙の里おくが平成30年4月に取得した建物は、市有地の上に建っていることから、市の行政財産の目的外使用の手続きを行う必要があったが、有限会社曙の里おくは市に行政財産使用許可申請書を提出しておらず、商工観光課も申請を促していなかった。有限会社曙の里おくは、市に対し、行政財産使用許可申請書を提出し、商工観光課は、使用許可の基準に照らし、許可書を交付するなどの手続きを行う必要がある。</p>	<p>平成31年4月1日付けで有限会社曙の里おくから当該建物の敷地に対する行政財産の目的外使用に関する許可申請書の提出があったことから、本課において使用許可の基準に照らし、適当と認め、同日付けで許可書を交付している。</p>